

地域建設業経営強化融資制度の利用に係る工事請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領  
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、島根県が発注する建設工事を請け負う中小・中堅<u>元請</u>建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者（以下「請負業者」という。）が、平成20年10月17日国総建第197号及び国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知で創設された地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における、島根県公共工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>(債権譲渡先)</p> <p>第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定されたものをいい、事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅<u>元請</u>建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。</p> <p>第4条～第12条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年12月25日から適用することとし、平成33年3月末日をもってその効力を失うものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、島根県が発注する建設工事を請け負う中小・中堅<u>建設</u>業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者（以下「請負業者」という。）が、平成20年10月17日国総建第197号及び国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知で創設された地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における、島根県公共工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>(債権譲渡先)</p> <p>第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定されたものをいい、事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅<u>建設</u>企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。</p> <p>第4条～第12条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年12月25日から適用することとし、平成28年3月末日をもってその効力を失うものとする。</p>